



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年9月27日金曜日 第1394号

◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....1031

救急診療所の撤回.....1032

土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....1032

土地改良区役員の退任の届出.....1032

解除予定保安林.....1033

同意の成立（特定養殖共済）.....1033

道路の供用開始（県道大三島環状線）.....1033

道路の供用開始（"）.....1033

道路の区域変更（県道松山東部環状線外）.....1033

道路の供用開始（"）.....1034

道路の区域変更（県道松山北条線外）.....1034

道路の供用開始（"）.....1034

道路の区域変更（県道小田柳谷線）.....1035

道路の供用開始（"）.....1035

道路の区域変更（県道肱川公園線外）.....1035

道路の供用開始（"）.....1035

道路の区域変更（県道長浜保内線外）.....1036

道路の供用開始（県道肱川公園線）.....1036

道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）.....1036

道路の供用開始（"）.....1037

開発行為に関する工事の完了.....1037

道路の位置の指定.....1037

公 告

愛媛県職員の給与及び定員の実態の公表.....1037

家畜商講習会の開催.....1046

告 示

○愛媛県告示第1580号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び重信町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
松山刑務所
温泉郡重信町大字見奈良1243-2
松山刑務所長 楠原 正信
- 事業場の名称及び所在地
松山刑務所
温泉郡重信町大字見奈良1243-2
- 特定施設に関する事項

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第72号 し尿処理施設
---------	--

特定施設の能力	1日当たり529立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	平成14年11月1日	
工事の完成予定年月日	平成15年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成15年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6～8 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 11 最大 15
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 11 最大 15
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7 最大 10
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.7 最大 1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 370 最大 529	

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	平成14年11月1日	
工事の完成予定年月日	平成15年3月31日	
使用開始の予定年月日	平成15年4月1日	
処理施設の種別	合併処理浄化槽	
処理施設の型式	硝化液循環活性汚泥方式	
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製	
処理施設の主要寸法	縦 29.9メートル 横 17.3メートル 高さ 6.76メートル	
処理施設の能力	1日当たり529立方メートル	
汚水等の処理の方式	硝化液循環活性汚泥方式	

処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5.8~8.6	通常 6~8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100	通常 11 最大 15
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 175 最大 250	通常 11 最大 15
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 35 最大 50	通常 7 最大 10
	全りん(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 6	通常 0.7 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 370 最大 529	通常 370 最大 529	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 15
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7 最大 10
	全りん(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.7 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 370 最大 529	

○愛媛県告示第1581号

次の診療所は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急診療所ではなくなった。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名
勝 呂 外 科	松山市二番町四丁目2-8	医療法人社団 勝呂外科

○愛媛県告示第1582号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、今治市富田地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 文 朗	今治市上徳乙117番地3
"	宇佐美 弘 志	今治市高市甲177番地1
"	近 藤 徹 也	今治市喜田村四丁目13番地35号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 佳 宣	今治市上徳乙114番地の6
"	越 智 猛	今治市高市532番地1

○愛媛県告示第1583号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	吉 川 宗 徳	松山市吉藤二丁目13番6号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 村 純 徳	松山市吉藤二丁目6番33号

○愛媛県告示第1584号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、重信町北野田土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加戸守行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 川 秀 孝	温泉郡重信町大字北野田288番地

3 解除の理由
 林道用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1585号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年 9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
 新居浜市大生院字一ノセ4511の甲・4512の1・字一ノ瀬4511の乙・字カンカケ4516の甲・4516の乙(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

○愛媛県告示第1586号

次の加入区の特定養殖漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の8第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成14年 9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

のり等養殖業(のり養殖業)

加 入 区
土居町加入区

○愛媛県告示第1587号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	越智郡大三島町大字宮浦4628番地先から 同大字5213番3地先まで	平成14年 9月27日

○愛媛県告示第1588号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	越智郡大三島町大字口総1366番1地先から 同大字1370番1地先まで	平成14年 9月27日
"	"	越智郡大三島町大字口総2435番2から 同大字2440番1地先まで	"

○愛媛県告示第1589号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市南高井町1225番4から 同町1324番6まで	旧	メートル 9.0~25.0	キロメートル 0.213	
			新	15.0~47.0	0.213	

"	森松重信線	松山市南高井町1334番5から 同町700番5まで	旧	8.0~15.0	0.195	
			新	11.6~45.0	0.195	

○愛媛県告示第1590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 9月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山東部環状線	松山市南高井町1225番4から 同町1324番6まで	平成14年10月1日
"	森松重信線	松山市南高井町1334番5から 同町700番5まで	"

○愛媛県告示第1591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 9月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	松山北条線	松山市祝谷三丁目乙11番2から 同市祝谷三丁目1403番4まで	旧	メートル 5.5~8.5	キロメートル 0.055	
			新	8.5~14.6	0.055	
"	和気衣山線	松山市安城寺町1065番7から 同町1065番6まで	旧	7.5~11.0	0.025	
			新	12.0~15.5	0.025	
"	"	松山市安城寺町1076番5地先から 同町1080番地先まで	旧	9.2~10.0	0.020	
			新	12.5	0.020	
"	"	松山市安城寺町92番3地先から 同町92番5地先まで	旧	9.5~11.5	0.020	
			新	12.0~14.5	0.020	
"	"	松山市安城寺町90番9から 同町88番7まで	旧	9.0~10.0	0.043	
			新	12.0	0.043	
"	"	松山市西長戸町309番地先から 同町310番2地先まで	旧	7.0	0.024	
			新	12.0~13.0	0.024	

○愛媛県告示第1592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 9月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市祝谷三丁目乙11番2 から 同市祝谷三丁目1403番4 まで	平成14年9月27日
"	和気衣山線	松山市西長戸町309番地先から 同町310番2 地先まで	"

○愛媛県告示第1593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字本川4152番から 同大字4153番地先まで	旧	メートル 12.5～18.0	キロメートル 0.075	
			新	18.0～28.5	0.075	

○愛媛県告示第1594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡小田町大字本川4152番から 同大字4153番地先まで	平成14年9月27日

○愛媛県告示第1595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡五十崎町大字福岡乙57番4 から 同大字甲399番5 まで	旧	メートル 4.6～5.9	キロメートル 0.134	
			新	6.9～24.8	0.131	
"	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字植松572番2	旧	15.0～20.7	0.031	
			新	16.5～51.7	0.031	
"	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南1314番3 から 同町大瀬南1211番2 まで	旧	3.8～14.4	0.150	
			新	7.3～23.2	0.149	

○愛媛県告示第1596号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	肱川公園線	喜多郡五十崎町大字福岡乙57番4から 同大字甲399番5まで	平成14年9月27日
"	小田河辺大洲線	喜多郡河辺村大字植松572番2	"
"	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南1314番3から 同町大瀬南1211番2まで	"

○愛媛県告示第1597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字豊茂甲1302番2から 同大字丙87番3地先まで	旧	メートル 14.0~40.0 4.0~40.0	キロメートル 0.123 0.101	
			新	14.0~22.5	0.123	
"	肱川公園線	喜多郡肱川町大字山鳥坂18番から 同大字17番まで	旧	6.8~7.7	0.025	
			新	10.2~22.1	0.025	

○愛媛県告示第1598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字山鳥坂18番	平成14年9月27日

○愛媛県告示第1599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	宇和島下波津島線	北宇和郡津島町北灘字入道ヶ谷第2号6番5	旧	メートル 4.6~5.0	キロメートル 0.017	
			新	5.0~8.1	0.017	

○愛媛県告示第1600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年9月27日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島下波津島線	北宇和郡津島町北灘字入道ヶ谷第2号6番5	平成14年9月27日

○愛媛県告示第1601号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成14年9月27日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
三土（開）第14号 平成14年9月10日	伊予三島市中曾根町字井垣343番5、346番3、346番4、347番、348番1、348番8、348番9、348番10、348番11、348番12、348番13、348番14、348番15、349番1、349番6、360番4、361番2、361番3、362番1、365番8、365番9及び地先農道・水路の一部	伊予三島市中曾根町346番地の3 有限会社 西部観光 代表取締役 朴 賢次
松局伊土検（開）第30号 平成14年9月12日	伊予郡松前町大字南黒田字中小路609番及び610番	伊予市下吾川949番地1 山田建工株式会社 代表取締役 山田 保美

○愛媛県告示第1602号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成14年9月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

- 八幡浜市産業通 194番3、195番1、195番1地先水路
- 2 申請人の住所氏名
八幡浜市産業通 6番26号
清水 長一
八幡浜市産業通 2番19号
昭栄不動産商事 代表者 魚海 浩昭
- 3 図面省略

公 告

○公 告

愛媛県職員の給与及び定員の実態を次のとおり公表します。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 給 与 水 準

県職員の給与水準は、ラスパイレス指数で表されますが、本県の平成13年度におけるラスパイレス指数は、101.9です。

ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれと同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数ですが、上記の本県ラスパイレス指数は、本県の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

2 人 件 費 の 状 況

人件費には、一般職の職員（警察関係職員、教育関係職員及び一般行政関係職員をいう。以下同じ。）に支給する給与と、特別職の職員に支給する知事等特別職の給与、議員の報酬及び期末手当並びに委員等報酬のほか、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

平成13年度における普通会計の決算による人件費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	住民基本台帳人口 (平成13年度末)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人 件 費 率 (B/A)	平成12年度 の人件費率
13年度	1,505,047 人	720,432,618 千円	776,301 千円	198,422,652 千円	27.5 %	27.9 %

3 職 員 給 与 費 の 状 況

職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含まれていません。

平成14年度6月議会の補正後の歳出予算における職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区 分	職 員 数 (A)	給 与			計 (B)	1人当たり 平均給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当		
14年度	21,593 人	98,597,671 千円	17,401,604 千円	42,599,492 千円	158,598,767 千円	7,345 千円

注 職員数及び給与費は、平成14年度予算（6月補正後）に計上された数値であり、職員数は、4及び11に掲げる数（平成14年4月1日現在の実職員数）とは一致しません。

4 職 員 の 平 均 給 料 月 額 及 び 平 均 年 齢 の 状 況

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表など9種類の給料表を国に準じて定めているほか、技能労務職員の給料表を定めています。

平成14年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員2,119人は、含みません。）は、21,343人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員、船員並びに愛媛県立保育専門学校及び愛媛県立歯科技術専門学校において教育業務に従事する職員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下同じ。）4,744人（22.2パーセント）、公安職2,216人（10.4パーセント）、中学校・小学校教育職8,612人（40.4パーセント）、高等学校教育職3,135人（14.7パーセント）及び技能労務職600人（2.8パーセント）の職員の平均給料月額及び平均年齢の状況は、次の表のとおりです。

区 分	一 般 行 政 職 〔 行政職給料表適用者(税務職員等を除く。) 〕		公 安 職 〔 公安職給料表適用者 〕		中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 〔 中学校・小学校教育職員給料表適用者 〕		高 等 学 校 教 育 職 〔 高等学校等教育職員給料表適用者 〕		技 能 労 務 職 〔 技能労務職に係る給料表適用者 〕	
	平 均 給料月額	平均年齢	平 均 給料月額	平均年齢	平 均 給料月額	平均年齢	平 均 給料月額	平均年齢	平 均 給料月額	平均年齢
愛 媛 県	363,374 円	41歳 6月	385,362 円	42歳 6月	385,232 円	40歳 4月	382,012 円	40歳 10月	316,620 円	43歳 5月

注 平均給料月額は、単純平均したものであり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

5 職員の初任給の状況

平成14年4月1日現在における一般行政職、公安職、中学校・小学校教育職及び高等学校教育職の職員の初任給を国のそれと比較した状況は、次の表のとおりです。

区 分		愛 媛 県		国	
		決 定 初 任 給	採 用 2 年 経 過 日 給 料 月 額	初 任 給	採 用 2 年 経 過 日 給 料 月 額
一 般 行 政 職	大 学 卒	174,400 円	188,900 円	I種 184,200 円 II種 174,400 円	203,800 円 188,900 円
	高 校 卒	141,900 円	151,800 円	III種 141,900 円	151,800 円
公 安 職	大 学 卒	202,800 円	220,000 円	202,800 円	220,000 円
	高 校 卒	160,200 円	181,300 円	160,200 円	181,300 円
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大 学 卒	203,112 円	218,504 円	203,112 円	218,504 円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	203,112 円	218,504 円	203,112 円	218,504 円

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- (1) 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- (2) 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

平成14年4月1日現在における一般行政職、公安職、中学校・小学校教育職、高等学校教育職及び技能労務職の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、次の表のとおりです。

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一 般 行 政 職	大 学 卒	284,511 円	344,439 円	400,906 円
	高 校 卒	219,657 円	291,478 円	360,210 円
公 安 職	大 学 卒	294,313 円	364,079 円	422,829 円
	高 校 卒	253,987 円	310,532 円	379,346 円
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大 学 卒	326,819 円	374,941 円	415,914 円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	323,493 円	380,819 円	417,018 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	207,700 円	255,688 円	298,438 円

7 一般行政職の級別職員数の状況

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から11級までの11区分に分かれており、これらは、国の行政職俸給表(一)の区分と同じです。

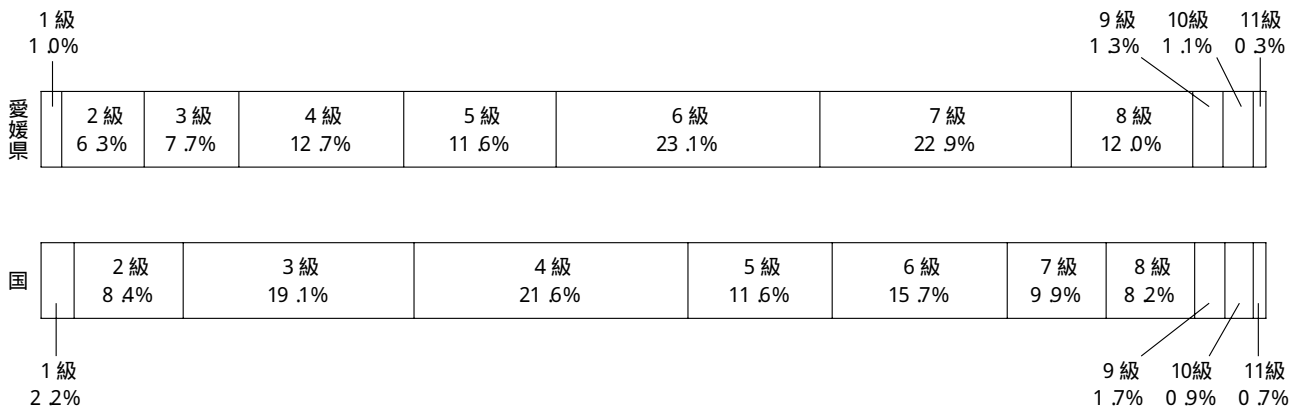
平成14年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、次の表のとおりです。

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計
標準的な職務の内容	主事 技師	主事 技師	主事 技師	主査	係長	専門員	課長 補佐	課長	参事	次長	部長	
職員数	人 47 (0)	人 302 (0)	人 365 (6)	人 601 (0)	人 550 (0)	人 1,095 (0)	人 1,086 (0)	人 569 (0)	人 63 (0)	人 51 (0)	人 15 (0)	人 4,744 (6)
構成比	% 1.0 (0)	% 6.3 (0)	% 7.7 (100.0)	% 12.7 (0)	% 11.6 (0)	% 23.1 (0)	% 22.9 (0)	% 12.0 (0)	% 1.3 (0)	% 1.1 (0)	% 0.3 (0)	% 100.0 (100.0)
1年前の構成比	% 1.0	% 5.6	% 9.3	% 12.9	% 11.7	% 22.9	% 21.9	% 12.1	% 1.2	% 1.1	% 0.3	% 100.0
5年前の構成比	% 1.3	% 10.3	% 11.3	% 11.7	% 10.6	% 25.3	% 15.3	% 11.1	% 1.6	% 1.1	% 0.4	% 100.0

注1 標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員数とその構成比であり、外書きです。

本県の状況を国と比較して図示すると、次のとおりです。



8 昇給期間短縮の状況

55歳未満の職員は、12月ないし24月の期間を良好な成績で勤務すれば、昇給できることになっていますが、勤務成績が特に優秀な職員、良好な成績で多年勤続し退職する職員等については、国に準じて、その期間を短縮して昇給できるようになっており、これを特別昇給といいます。

また、新たに採用された職員についても、国に準じて、一定の条件を設けて昇給期間を短縮しています。

これらの昇給期間短縮の実施状況は、次の表のとおりです。

区 分		一般行政職	公 安 職	中学校・小 学校教育職	高等学 校 教 育 職	技能労務職	計
13 年 度	職 員 数 (A)	4,762 人	2,215 人	8,606 人	3,151 人	610 人	19,344 人
	成 績 特 昇 (B)	714 人	332 人	1,290 人	472 人	91 人	2,899 人
	比 率 (B / A)	15.0 %	15.0 %	15.0 %	15.0 %	14.9 %	15.0 %
	退 職 時 特 昇 (C)	118 人	56 人	157 人	141 人	16 人	488 人
	比 率 (C / A)	2.5 %	2.5 %	1.8 %	4.5 %	2.6 %	2.5 %
	初 任 給 短 縮 (D)	110 人	75 人	88 人	195 人	1 人	469 人
比 率 (D / A)	2.3 %	3.4 %	1.0 %	6.2 %	0.2 %	2.4 %	
12 年 度	職 員 数 (A)	4,756 人	2,206 人	8,599 人	3,135 人	621 人	19,317 人
	成 績 特 昇 (B)	713 人	330 人	1,289 人	470 人	93 人	2,895 人
	比 率 (B / A)	15.0 %	15.0 %	15.0 %	15.0 %	15.0 %	15.0 %
	退 職 時 特 昇 (C)	111 人	56 人	138 人	169 人	23 人	497 人
	比 率 (C / A)	2.3 %	2.5 %	1.6 %	5.4 %	3.7 %	2.6 %
	初 任 給 短 縮 (D)	94 人	51 人	47 人	102 人	6 人	300 人
比 率 (D / A)	2.0 %	2.3 %	0.5 %	3.3 %	1.0 %	1.6 %	

9 職員手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。

主な手当は、次の表のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、調整手当は、医師の採用を容易にするとともに、生計費の高い地域における生活状況を考慮して、また、特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき、それぞれ支給するものです。

(1) 扶養手当

区 分	配 偶 者	配偶者以外の 扶養親族のうち 2人まで	扶養親族でない 配偶者を有する 職員の扶養親族 のうち1人	配偶者のない 職員の扶養親 族のうち1人	そ の 他 の 扶 養 親 族	満15歳に達する日後の最初の 年度初めから満22歳に達 する日以後の最初の年度末 までの子
愛媛県	16,000 円	6,000 円	6,500 円	11,000 円	3,000 円	1人につき5,000円加算
国	16,000 円	6,000 円	6,500 円	11,000 円	3,000 円	1人につき5,000円加算

(2) 調整手当

区 分	支 給 対 象 地 域	支 給 率	支 給 対 象 職 員 数	国 の 支 給 率	支 給 対 象 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額
医 師		10%	31人	10%	630,897 円
医 師 以 外	東 京 都 (特 別 区)	12%	23人	12%	
	大 阪 府 (大 阪 市)	10%	4人	10%	

注1 支給対象職員数は、平成14年4月1日現在の職員数です。

2 支給対象職員1人当たり平均支給年額は、平成13年度の実績によるものです。

(3) 住居手当

区 分	借 家 ・ 借 間 居 住 者		持 家 居 住 者	
愛 媛 県	全 額 支 給 限 度 額	11,000 円	持 家 居 住 者	3,500 円
	最 高 支 給 限 度 額	27,000 円		
国	全 額 支 給 限 度 額	11,000 円	新 築 ・ 購 入 から 5 年 間	2,500 円
	最 高 支 給 限 度 額	27,000 円	そ の 他	1,000 円

(4) 通勤手当

区 分	交 通 機 関 利 用 者		交 通 用 具 使 用 者	
愛 媛 県	全 額 支 給 限 度 額	45,000 円	片道 5 km 未 満	2,500 円
			片道 5 km 以上 10 km 未 満	4,900 円
			片道 10 km 以上 15 km 未 満	8,100 円
			片道 15 km 以上 20 km 未 満	10,400 円
			片道 20 km 以上 25 km 未 満	12,700 円
			片道 25 km 以上 30 km 未 満	15,000 円
			片道 30 km 以上 35 km 未 満	17,300 円
	最 高 支 給 限 度 額	52,500 円	片道 35 km 以上 40 km 未 満	19,600 円
			片道 40 km 以上 45 km 未 満	21,900 円
			片道 45 km 以上 50 km 未 満	24,200 円
			片道 50 km 以上 55 km 未 満	26,500 円
			片道 55 km 以上 60 km 未 満	28,800 円
			片道 60 km 以上 65 km 未 満	31,100 円
			片道 65 km 以上	33,400 円
国	全 額 支 給 限 度 額	45,000 円	片道 5 km 未 満	2,000 円
			片道 5 km 以上 10 km 未 満	4,100 円
			片道 10 km 以上 15 km 未 満	6,500 円
			片道 15 km 以上 20 km 未 満	8,900 円
			片道 20 km 以上 25 km 未 満	11,300 円
			片道 25 km 以上 30 km 未 満	13,700 円
			片道 30 km 以上 35 km 未 満	16,100 円
	最 高 支 給 限 度 額	50,000 円	片道 35 km 以上 40 km 未 満	18,500 円
			片道 40 km 以上	20,900 円

(5) 特殊勤務手当

職員全体に占める手当支給職員数の割合	支給対象職員1人当たり平均支給年額	手 当 数	代 表 的 な 手 当 の 名 称	
			支 給 額 の 多 い 手 当	多 くの 職 員 に 支 給 さ れ て い る 手 当
55.6%	55,924 円	58	1 教員特殊業務手当 2 教育業務連絡指導手当 3 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕作業手当 4 夜間特殊作業手当 5 警ら作業手当	1 教員特殊業務手当 2 教育業務連絡指導手当 3 緊急業務処理作業手当 4 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕作業手当 5 死体取扱作業手当

注 支給対象職員1人当たり平均支給年額は、平成13年度の実績によるものです。

(6) 超過勤務手当

区 分	支 給 総 額	職員 1 人当たり平均支給年額
13 年 度	3,447,126 千円	180 千円
12 年 度	3,772,480 千円	198 千円

(7) 期末・勤勉手当

区 分	愛 媛 県	国
期 末 手 当	6 月 期	1.45 月分 (0.7月分)
	12 月 期	1.55 月分 (0.9月分)
	3 月 期	0.55 月分 (0.3月分)
	計	3.55 月分 (1.9月分)
勤 勉 手 当	6 月 期	0.6 月分 (0.3月分)
	12 月 期	0.55 月分 (0.3月分)
	計	1.15 月分 (0.6月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置		有

注1 特定幹部職員（次長級以上の職員）については、6月期と12月期の期末手当のうち、それぞれ0.2月分を勤勉手当に振り替えています。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(8) 退職手当

区 分	愛 媛 県		国	
	自 己 都 合	勤 奨 ・ 定 年	自 己 都 合	勤 奨 ・ 定 年
勤 続 20 年	21.0 月分	28.875月分	21.0 月分	28.875月分
勤 続 25 年	33.75 月分	44.55 月分	33.75 月分	44.55 月分
勤 続 35 年	47.5 月分	62.7 月分	47.5 月分	62.7 月分
最 高 限 度 額	60.0 月分	62.7 月分	60.0 月分	62.7 月分
そ の 他 の 加 算 措 置	定年前早期退職者特例措置 (2%~20%加算)		定年前早期退職者特例措置 (2%~20%加算)	
退 職 時 特 別 昇 給	1号給(勤続20年以上)		1号俸(勤続20年以上)	
1 人 当 たり 平 均 支 給 額	公 安 職	762 千円	30,996 千円	/
	教 育 職	3,091 千円	31,111 千円	
	そ の 他	1,585 千円	28,963 千円	

注1 1人当たり平均支給額は、平成13年度の実績によるものです。

2 1人当たり平均支給額その他の欄は、公安職及び教育職を除くすべての職員に係るものです。

(9) 特例一時金

区 分	支 給 総 額	職員 1人当たり平均支給年額
13 年 度	39,236 千円	1,810 円

10 特別職の報酬等の状況

平成14年 4月 1日現在における特別職の職員の給料又は報酬月額及び期末手当の支給割合は、次の表のとおりです。

区 分	給 料 又 は 報 酬 月 額	期 末 手 当
知 事	1,254,000 円 (1,320,000円)	6月期 1.45 月分 12月期 1.55 月分 3月期 0.55 月分 計 3.55 月分
副 知 事	959,500 円 (1,010,000円)	
出 納 長	836,000 円 (880,000円)	
議 長	921,500 円 (970,000円)	
副 議 長	826,500 円 (870,000円)	
議 員	779,000 円 (820,000円)	

注 給料又は報酬月額は、知事等の給与の特例に関する条例（平成14年愛媛県条例第5号）及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成14年愛媛県条例第32号）に基づき5%減額した後の額であり、（ ）内は減額前の額を記載しています。

11 定員の状況

平成13年及び平成14年の各年の4月1日現在の部門別職員数の状況と平成14年の職員数の主な増減理由並びに定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、次のとおりです。

(1) 部門別職員数の状況と平成14年の職員数の主な増減理由

(各年 4月 1日現在)

		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成13年	平成14年		
一般 行政 部門	議 会	37	37	0	
	総 務 企 画	689	680	9	出張所の廃止に伴う減等
	税 務	188	193	5	徴収及び滞納処理推進体制の強化
	民 生	370	375	5	児童相談業務体制の強化等
	衛 生	591	598	7	医療技術短期大学4年制化準備業務の増等
	労 働	100	100	0	
	農 林 水 産	1,316	1,295	21	農業改良普及センター業務の減等
	商 工	190	197	7	南予地域観光振興イベント開催準備業務の増等
	土 木	1,105	1,095	10	道後公園整備事業の終了等
	小 計	4,586 (0)	4,570 (8)	16 (8)	
特別 行政	教 育	14,100	14,122	22	標準法の改正に伴う教職員の増等
	警 察	2,655	2,651	4	警察官の欠員

部門	小 計	16,755 (0)	16,773 (7)	18 (7)	
合 計		21,341 (0)	21,343 (15)	2 (15)	

注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員を含み、臨時又は非常勤の職員は含まれていません。

2 ()内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きです。

3 この表は、従事する職務の部門ごとの職員の集計であり、前記4、7及び8の適用給料表ごとに集計した職員数とは一致しません。

4 一般行政部門には、知事の事務部局（愛媛県立医療技術短期大学を除く。）のほか、人事委員会、議会、監査委員及び労働委員会の事務部局が含まれています。

5 標準法とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）をいいます。

(2) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標（率・数）

平成14年度から平成17年度までの4年間で一般行政部門の職員数を2.0%（92人）削減します。

イ 定員適正化手法の概要

スクラップ・アンド・ビルドの徹底、事務事業や組織・機構の整理合理化、アウトソーシングの推進、IT技術の積極的な活用、中長期的視点に立った計画的な職員採用などにより定員の縮減及び増員の抑制に努めます。

ウ 定員適正化計画の進捗状況（実績）

（各年4月1日現在）

	区 分	平成13年 (計画前年)	平成14年 (計画1年目)	計	(参考) 数値目標
一般行政部門	減 員		86	86	
	増 員		70	70	
	差 引		16	16(17.4%)	92
	職 員 数	4,586	4,570	4,570	4,494

注1 計画期間は、平成14年度から平成17年度までの4年間です。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示すものです。

エ 定員適正化計画の進捗状況（実績）の内訳

（各年4月1日現在）

	区 分	平成13年 (計画前年)	平成14年 (計画1年目)	計	手法(事由)の概要
議 会	減 員		0	0	
	増 員		0	0	
	差 引		0	0	
	職員数	37	37	37	
一 総務 企 画	減 員		31	31	(減員)
	増 員		22	22	出張所の廃止に伴う減等
	差 引		9	9	(増員)
	職員数	689	680	680	市町村合併推進体制の強化等
	減 員		0	0	

政 府 行 政 部 門	税 務	増 員		5	5	
		差 引		5	5	(増員)
		職員数	188	193	193	徴収及び滞納処理推進体制の強化
	民 生	減 員		6	6	(減員)
		増 員		11	11	事業量に見合う適正配置
		差 引		5	5	(増員)
		職員数	370	375	375	児童相談業務体制の強化等
	衛 生	減 員		6	6	(減員)
		増 員		13	13	事業量に見合う適正配置
		差 引		7	7	(増員)
		職員数	591	598	598	医療技術短期大学4年制化準備業務の増等
	勞 働	減 員		1	1	(減員)
		増 員		1	1	今治高等技術専門校の欠員
		差 引		0	0	(増員)
		職員数	100	100	100	緊急雇用対策業務の増
	農 林 水 産	減 員		26	26	(減員)
		増 員		5	5	農業改良普及センター業務の減等
		差 引		21	21	(増員)
		職員数	1,316	1,295	1,295	森林・林業の研修・普及指導体制の強化等
	商 工	減 員		4	4	(減員)
増 員			11	11	事業量に見合う適正配置	
差 引			7	7	(増員)	
職員数		190	197	197	南予地域観光振興イベント開催準備業務の増等	
土 木	減 員		12	12	(減員)	
	増 員		2	2	道後公園整備事業の終了等	
	差 引		10	10	(増員)	
	職員数	1,105	1,095	1,095	都市計画業務の増等	

○公 告

家畜商講習会の開催について

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成14年9月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 開催の日時
平成14年10月24日（木）8時30分及び10月25日（金）8時30分
- 2 開催の場所
松山市一番町四丁目4-2 県庁第一別館 9階会議室
- 3 受講手続
受講希望者は、平成14年10月10日（木）までに、次に掲げる書類を所轄家畜保健衛生所に提出しなければならない。
(1) 家畜商講習会受講願書（別記様式）
(2) 住民票抄本1通
- 4 教材
講習用教材は、講習会会場において各自購入すること。

別記様式

家畜商講習会受講願書

平成 年 月 日

愛媛県知事 加戸守行 殿

現 住 所

職 業

(ふ り が な)

氏 名

生 年 月 日

貴県で主催される家畜商講習会を受講したいので、関係書類を添えて願います。

愛媛県収入証紙 3 , 1 3 0 円

相当額はり付け場所

